

昭和二十六年法律第八十号

国土調査法

目次

- 第一章 目的及び定義(第一条・第二条)
- 第二章 計画及び実施(第三条―第十条)
- 第三章 国土審議会等の調査審議等(第十一条―第十六条)
- 第四章 国土調査の成果等の取扱い(第十七条―第二十一条の二)
- 第五章 雑則(第二十二條―第三十四条の三)
- 第六章 罰則(第三十五條―第三十八條)

第一章 目的及び定義

(目的)  
**第一条** この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。  
 (定義)  
**第二条** この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。  
 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査  
 二 都道府県が行う基本調査  
 三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者(以下「土地改良区等」という。)が行う土地分類調査又は水調査で第五條第四項又は第六條第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五條第四項若しくは第六條第三項の規定による指定を受けたもの又は第六條の三第二項の規定により定められた事業計画に基づくもの

2 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量(このために必要な基準点の測量を含む。)並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。  
 3 第一項第一号及び第三号の「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況、土性その他の土じよ、物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

4 第一項第一号及び第三号の「水調査」とは、治水及び利水に資する目的をもつて、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。  
 5 第一項第三号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。  
 6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。  
 7 第一項第一号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行う国の機関は、これらの国土調査の各々について政令で定める。  
**第二章 計画及び実施**  
**第三條** 国の機関が行う国土調査及び都道府県が行う基本調査の基礎計画は、国土交通省令で定める。  
 2 国土調査の作業規程の準則は、国土交通省令で定める。  
**第四條** 国の機関が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程)  
**第四條** 国の機関が行う国土調査の実施計画は、前條第一項の基礎計画に基づいて、当該調査を行う国の機関が作成する。  
 2 前項の実施計画は、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得て定めなければならない。  
 3 第一項の国の機関が行う国土調査の作業規程は、前條第二項の作業規程の準則に基づいて、当該調査を行う国の機関が作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
**第五條** 都道府県は、国土調査として基本調査を行う場合においては、当該調査が行われる都道府県におけるその実施の方法について、当該都道府県の意見を聞かなければならない。  
**第五條** 都道府県は、国土調査として基本調査を行う場合においては、第三條第一項及び第二項の基礎計画及び作業規程の準則に基づいて、その実施に関する計画及び作業規程を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

2 都道府県は、基本調査の成果に基づいて、国土調査として第二條第一項第三号の調査(地籍調査で第六條の三第二項の規定により定められた事業計画に基づくものを除く。以下第六條第一項において同じ。)を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
 3 都道府県は、第三條第二項の作業規程の準則に基づいて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
 4 国土交通大臣は、前三項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。  
 5 国土交通大臣は、前項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。  
**第六條** 市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定) (市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定)  
 2 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基づいて、国土調査として第二條第一項第三号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。  
 3 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該市町村又は土地改良区等がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。  
 4 都道府県知事は、前項の規定によつて当該国土調査の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣等(当該指定に係る調査が、市町村が行うものである場合に於ては国土交通大臣、土地改良区等が行うものである場合に於ては国土交通大臣及び土地改良区等)の意見を求めなければならない。  
 5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。  
**第六條の二** (地籍調査に関する特定計画)  
**第六條の二** 国土交通大臣は、国土の総合開発に関する施策を策定し、又はこれが実施の円滑化を図るため特に速やかに地籍調査を行う必要があると認める地域について、政令で定めるところにより地籍調査に関する特定計画を定め、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。  
 2 国土交通大臣は、前項の特定計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、関係都道府県と協議しなければならない。  
**第六條の三** 都道府県は、前條第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基づき、政令で定めるところにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを国土交通大臣に報告しなければならない。  
 2 都道府県は、前項の都道府県計画に基づき、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。  
 3 都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。  
 4 国土交通大臣は、前項の同意をする場合においては、第九條の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内においてしなければならない。  
 5 第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところによりこれを公表するよう努めるとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。  
**第六條の四** (事業計画の実施等)  
**第六條の四** 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前條第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行うものとする。  
 2 前項の場合においては、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する

た事業計画に基づくものを除く。以下第六條第一項において同じ。)を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
 3 都道府県は、第三條第二項の作業規程の準則に基づいて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
 4 国土交通大臣は、前三項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。  
 5 国土交通大臣は、前項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。  
**第六條** 市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定) (市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定)  
 2 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基づいて、国土調査として第二條第一項第三号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。  
 3 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該市町村又は土地改良区等がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。  
 4 都道府県知事は、前項の規定によつて当該国土調査の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣等(当該指定に係る調査が、市町村が行うものである場合に於ては国土交通大臣、土地改良区等が行うものである場合に於ては国土交通大臣及び土地改良区等)の意見を求めなければならない。  
 5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。  
**第六條の二** (地籍調査に関する特定計画)  
**第六條の二** 国土交通大臣は、国土の総合開発に関する施策を策定し、又はこれが実施の円滑化を図るため特に速やかに地籍調査を行う必要があると認める地域について、政令で定めるところにより地籍調査に関する特定計画を定め、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。  
 2 国土交通大臣は、前項の特定計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、関係都道府県と協議しなければならない。  
**第六條の三** 都道府県は、前條第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基づき、政令で定めるところにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを国土交通大臣に報告しなければならない。  
 2 都道府県は、前項の都道府県計画に基づき、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。  
 3 都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。  
 4 国土交通大臣は、前項の同意をする場合においては、第九條の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内においてしなければならない。  
 5 第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところによりこれを公表するよう努めるとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。  
**第六條の四** (事業計画の実施等)  
**第六條の四** 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前條第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行うものとする。  
 2 前項の場合においては、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する

る計画及び第三条第二項の作業規程の準則に基  
づく作業規程を作成して、都道府県にあつては  
国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等に  
あつては都道府県知事に届け出なければなら  
ない。

（国土調査の実施の公示）

第七条 国土調査を行う者は、当該国土調査の開  
始前に、政令で定めるところにより、公示しな  
ければならない。

（国土調査の実施の勧告）

第八条 都道府県が土地改良事業その他の政令で  
定める事業を行う場合又はこれらの事業が道若  
しくは二以上の都道府県の区域にわたつて行わ  
れる場合においては、当該事業を所管する大臣  
（以下「事業所管大臣」という。）は、当該事業  
を行う者に対し、国土調査を併せ行うことを勧  
告することができる。

2 第五条の規定は、前項の事業を行う者が同項  
の勧告に基いて国土調査を併せ行う場合に準用  
する。この場合において、同条中「都道府県」  
とあるのは「土地改良事業その他の政令で定め  
る事業を行う者」と、「国土交通大臣」とある  
のは「事業所管大臣」と読み替えるものとす  
る。

3 事業所管大臣は、前項において準用する第五  
条第四項の規定による指定又は勧告若しくは助  
言をする場合においては、あらかじめ、国土交  
通大臣の承認を得なければならない。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内にお  
いて国の機関及び都道府県以外の者が第一項の  
事業を行う場合においては、当該事業を行う者  
に対し、国土調査をあわせ行うことを勧告する  
ことができる。

5 第六条の規定は、前項の事業を行う者が同項  
の勧告に基いて国土調査を併せ行う場合に準  
用する。この場合において、同条第四項中「国  
土交通大臣等（当該指定に係る調査が、市町村  
が行うものである場合にあつては国土交通大  
臣、土地改良区等が行うものである場合にあつ  
ては国土交通大臣及び土地改良区等を所管する  
大臣をいう。以下同じ。）」とあるのは、「国土  
交通大臣及び事業所管大臣」と読み替えるもの  
とする。

（補助金の交付）

第九条 国は、次の各号のいずれかに該当する場  
合においては、当該調査を行う者又は当該調査  
を行う者に対して補助金を交付する都道府県に

対し、政令で定めるところにより、予算の範囲  
内において補助金を交付することができる。  
一 第五条第四項の規定により当該都道府県の  
届出に係る計画及び作業規程に変更を加えた  
国土調査の指定があつた場合

二 第六条第三項の規定により当該市町村又は  
土地改良区等の届出に係る計画及び作業規程  
に同条第四項の規定による請求があつた場合  
において国土交通大臣等がした勧告又は助言  
に基づく変更を加えた国土調査の指定があつ  
た場合

三 前条第一項に規定する者が同項の勧告に基  
き、且つ、同条第二項において準用する第五  
条第四項の規定による指定によつて国土調査  
をあわせ行う場合

四 前条第四項に規定する者が同項の規定によ  
る勧告に基づき、かつ、同条第五項において  
準用する第六条第四項の規定による請求があ  
つた場合において国土交通大臣及び事業所管  
大臣がした勧告又は助言に基づく指定によつ  
て国土調査を併せ行う場合  
（経費の負担）

第九条の二 都道府県は、政令で定めるところに  
より、第六条の四の規定により市町村が行う地  
籍調査に要する経費の四分の三又は土地改良区  
等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負  
担する。

2 国は、政令で定めるところにより、第六条の  
四の規定により都道府県が行う地籍調査に要す  
る経費の二分の一又は前項の規定により市町村  
が行う地籍調査について都道府県が負担する経  
費の三分の二若しくは土地改良区等が行う地籍  
調査について都道府県が負担する経費の十分の  
八を負担する。

3 前項の規定により国が負担する経費は、第六  
条の三第三項の同意に係る金額を限度とするも  
のとする。

（国土調査の実施の委託）

第十条 国の機関、都道府県又は市町村は、国土  
調査を行うおとする場合においては、国の機関  
にあつては都道府県又は道若しくは二以上の都  
道府県の区域にわたつて基本調査、土地分類調査  
又は水調査に類する調査を行う者に、都道府県  
にあつては市町村又は土地改良区等に、市町村  
にあつては土地改良区等に、それぞれ当該国土  
調査の実施を委託することができる。  
2 前項に規定するもののほか、都道府県又は市  
町村は、国土調査を適正かつ確実に実施するこ

とができると認められる者として国土交通省令  
で定める要件に該当する法人に、その行う国土  
調査（同項の規定によりその実施を委託された  
ものを含む。）の実施を委託することができる。  
第三章 国土審議会等の調査審議等

第十一章 削除

（国土審議会の調査審議等）

第十二条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に  
応じ、国土調査に関する重要事項について調査  
審議する。

2 国土審議会は、必要に応じて、国土調査に関  
し、国土交通大臣に勧告し、及び国土交通大臣  
を通じて関係各行政機関の長に意見を申し出る  
ことができる。

第十三条及び第十四条 削除

（審議会等の調査審議）

第十五条 都道府県知事は、その管轄区域内にお  
いて国土調査が実施される場合においては、国  
土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）  
第三十八条第一項に規定する審議会等に対し、  
当該国土調査に関する重要事項について調査審  
議を求めることができる。

第十六条 削除

第四章 国土調査の成果等の取扱い

（地図及び簿冊の閲覧）

第十七条 国土調査を行った者は、第二条第二項  
若しくは第五項に規定する調査及び測量又は同  
条第三項若しくは第四項に規定する調査の結果  
に基づいて地図及び簿冊を作成した場合におい  
ては、遅滞なく、その旨を公告し、当該国土調  
査を行った者の事務所（地籍調査にあつては、  
当該地籍調査が行われた市町村の事務所）にお  
いて、その公告の日から二十日間当該地図及び  
簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定により一般の閲覧に供された地図  
及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は政令  
で定める限度以上の誤差があることを認める者は、  
同項の期間内に、当該国土調査を行った者に対  
して、その旨を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出があつた場合において  
は、当該国土調査を行った者は、その申出に係  
る事実があると認めるときは、遅滞なく、当該  
地図及び簿冊を修正しなければならない。

（地図及び簿冊の送付）

第十八条 前条第一項の規定により閲覧に供され  
た地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に同  
条第二項の規定による申出がない場合、同項の

規定による申出があつた場合においてその申出  
に係る事実がないと認められた場合又は同条第三項  
の規定により修正を行った場合においては、当  
該地図及び簿冊に係る国土調査を行った者は、  
それぞれ、国の機関及び第五条第四項の規定に  
よる指定を受け又は第六条の三第二項の規定に  
より定められた事業計画に基づいて国土調査を  
行う都道府県にあつては国土交通大臣に、第八  
条第一項の勧告に基づいて国土調査を行う者  
にあつては事業所管大臣に、その他の者にあつて  
は都道府県知事に、遅滞なく、その地図及び簿  
冊を送付しなければならない。

（国土調査の成果の認証）

第十九条 国土調査を行った者は、前条の規定に  
より送付した地図及び簿冊（以下「国土調査の  
成果」という。）について、それぞれ、国の機  
関及び第五条第四項の規定による指定を受け又  
は第六条の三第二項の規定により定められた事  
業計画に基づいて国土調査を行う都道府県にあ  
つては国土交通大臣に、第八条第一項の勧告に  
基づいて国土調査を行う者にあつては事業所管  
大臣に、その他の者にあつては都道府県知事  
に、政令で定める手続により、その認証を請求  
することができる。

2 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知  
事は、前項の規定による請求を受けた場合にお  
いては、当該請求に係る国土調査の成果の審査  
の結果に基づいて、その国土調査の成果に測量  
若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以  
上の誤差がある場合を除くほか、その国土調査  
の成果を認証しなければならない。

3 事業所管大臣又は都道府県知事は、前項の規  
定により国土調査の成果を認証する場合におい  
ては、政令で定める手続により、あらかじめ、  
それぞれ国土交通大臣又は国土交通大臣等の承  
認を得なければならない。

4 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知  
事は、第二項の規定により国土調査の成果を認  
証した場合においては、遅滞なく、その旨を公  
告しなければならない。

5 国土調査以外の測量及び調査を行った者が当  
該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊  
について政令で定める手続により国土調査の成  
果としての認証を申請した場合には、国土交  
通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図  
及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国  
土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有



関する報告又は資料の提出を求めることができる。  
(立入り)

第二十四条 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要がある場合においては、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又は垣、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入らせられる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならぬ。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書を持参し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(立会又は出頭)

第二十五条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人を現地に立ち会わせることができる。

2 国土調査を実施する国の機関又は地方公共団体は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、当該国土調査に係る土地の所在する市町村内の事務所への出頭を求めることができる。  
(障害物の除去)

第二十六条 国土調査を実施する者は、その実施のためにやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又は垣、さくその他これらに類するものを伐除させることができる。

2 国土調査を実施する者は、山林、原野又はこれらに類する土地で当該国土調査を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物又は垣、さくその他これらに類するものの現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該国土調査に従事する者にこれらを伐除させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用)

第二十七条 国土調査を実施する者は、第二十八条の規定による試験材料の採取収集及び第三十条の規定による標識等の設置のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、土地(宅地を除く。)の使用を一時制限し、又は土地(宅地を除く。)、工作物若しくは樹木を一時使用することができる。  
(試験材料の採取収集)

第二十八条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、当該国土調査が行われる土地にある土じょう、砂れき、水又は草木を試験材料として採取収集することができる。  
(損失補償)

第二十九条 第二十六条第一項又は第二項の規定により植物若しくは垣、さくその他これらに類するものを伐除させ、又は第二十七条の規定により土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、これらの規定により伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用した者は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならない。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。  
(標識等の設置及び移転)

第三十条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要な標識又は調査設備(以下「標識等」という。)を設置することができる。

2 国土調査を実施する者は、前項の規定により標識等を設置した場合においては、遅滞なく、当該標識等の所在地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

3 標識等の敷地又はその附近で、標識等のき損その他その効用を害する虞がある行為をし、理由を詳記した書面をもつてその標識等の移転を請求することができる。

4 前項の請求に理由があると認める場合においては、当該標識等を設置した者は、これを移転しなければならない。この場合において、その移転に要する費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。  
(標識等の保全)

第三十一条 何人も移転、き損その他の行為により、標識等の効用を害してはならない。

2 前条第二項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合においては、遅滞なく、その旨を当該標識等を設置した者に通知するよう努めなければならない。  
(所有者等関係情報の利用及び提供)

第三十一条の二 都道府県知事又は市町村長は、国土調査の実施に必要な限度で、その保有する当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人の氏名又は名称、住所その他の所有者その他の利害関係人に関する情報(次項及び第三項において「所有者等関係情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、当該国土調査に係る土地の所有者等関係情報の提供を求めることができる。

3 前項の求めを受けた者は、国の機関及び地方公共団体以外の者に対し所有者等関係情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等関係情報を提供することについて第一項に規定する所有者その他の利害関係人の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。  
(分割又は合併があつたものとして行ない地籍調査)

第三十二条 地方公共団体(第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人)又は土地改良区等は、第五条第四項若しくは第六条第三項の規定により指定を受け、又は第六条第三項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行うために土地の分割又は合併があつたものとして調査を行う必要がある場合においては、当該土地の所有者がこれに同意するときは、分割又は合併があつたものとして調査を行うことができる。

第三十二条の二 地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合併があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、当該土地の登記簿の表題部に所有者として記録された者若しくは所有権の登記名義人又はその相続人に代わり土地の表題部若しくは所有

権の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記又は所有権の保存若しくは相続による移転の登記を申請することができる。

2 前項の登記の手續に關し必要な事項は、政令で定める。  
(地籍調査を行う地方公共団体等による登記簿の附属書類等の閲覧請求の特例)

第三十二条の三 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受け、又は第六条第三項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等は、不動産登記法第百二十一条第三項の規定にかかわらず、登記官に対し、手数料を納付して、当該地籍調査に係る土地に關する同項の登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

2 前項に規定する地方公共団体又は土地改良区等は、不動産登記法第百四十九条第二項ただし書の規定にかかわらず、その行う地籍調査に係る土地に關する同項の筆界特定手続記録の閲覧を請求することができる。  
(特別地方公共団体に関する規定)

第三十三条 この法律中市町村又は市町村長に關する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は町村長に關する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に關する事務を共同処理するものがある場合において、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。  
(測量法との関係)

第三十四条 国土調査を行うために実施する測量については、この章に特別の定がある場合を除く外、測量法の規定の適用があるものとする。  
(権限の委任)

第三十四条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
(事務の区分)

第三十四条の三 第十九条第二項から第四項まで(第二十一条の二第六項において準用する場合を含む)、第二十条第一項及び第二十一条の二第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条の二 地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合併があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、当該土地の登記簿の表題部に所有者として記録された者若しくは所有権の登記名義人又はその相続人に代わり土地の表題部若しくは所有







十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「（条例を含む）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日